

明治初年における石代納と地域商人

——佐賀地域について——

長 野 暹

一、はじめに

幕藩制社会における米納年貢制を基調とした貢租体制から、地価に基づく地租金納制への転換は、貢租制度の變化ということだけでなく、社会体制の大きな転換の基軸をなした点で画期をなすものであった。

地租改正の歴史的前提ということで、石代納の問題について若干検討してきた。¹⁾そこで本稿では、明治七年に焦点を当てて考察してみよう。石代納が田方についても認められるようになって以後、石代納は各地で推進されてゆくが、それは幕藩期の村請制機能を継承することで遂行されていった。

維新政府の石代納推進政策によつて、県官は県下の村々に石代納の調達を強いた。村請制からすると、石代納金の取りまとめは村が行うことになるが、農民に貨幣蓄積が少ない場合は、村役人層がこの調達に当らざるをえなかった。この間の状況については、すでに別稿で検討したので、²⁾本稿では石代納が伴う諸問題の中で、枅の統一化、家禄米と石代納の関係、石代納と米市場の問題について検討しよう。

佐賀地域では京枅と異なつて、国枅が用いられていた。貢租制の統一化のためには、枅を統一化する必要があつ

たが、これが石代納によってどう進展したかの検討は、度量衡の統一という面でも肝要なことであろう。

家臣団には家禄米が支給されていたが、家禄米の基礎になる年貢米が貨幣納化されると、家禄米も貨幣渡しにならざるをえなかったが、家禄米の貨幣渡しが制度化されていない段階では、家禄の現米支給が基本となることから、これが石代納進展の阻止的要因ともなりかねなかった。この状況を考察することも石代納問題の課題であろう。

石代納は現米販売によって貨幣を調達し、上納することが前提とされたが、地域で米市場が形成されていない場合は、石代納が困難になる。これを打開するような動きを示したのが、小野組や三井組などの商人層であった。石代納金を一括納入し、その代りに石代納金相当額の現米を納めさせる仕組は、有力商人層の抬頭を促したが、官金取り扱いに対する抵当物件提出の義務化によって小野組が没落すると、この機能を地域有力商人層が担うようになる。これは米市場再編における新たな動きであった。この間の状況を検討することは、幕藩制的米穀流通体制の変容を解明する上でも肝要なことであろう。

注(1) 拙稿「明治初期における石代納の一考察―佐賀地域について―」(『佐賀大学経済論集』二八巻一号、一九九五年五月)、同「明治初期佐賀地域の石代納状況―明治四、五年について―」(同、二八巻二号、一九九五年七月)。

(2) 佐賀地域における明治初年の貢租の統一化の状況については、拙稿「明治初期の貢租政策に関する一考察―一八七二、二二年度の佐賀地域について―」(『佐賀大学経済論集』二五巻六号、一九九四年一月)参照。

二、石代納と枩の統一化

明治六年十月十八日に「直管下戸副長并支庁へ達案」が作成され、明治六年の貢租米の取り扱いについて指達している。それには次のようにある。

当秋貢米ノ義凡積立、何処蔵へ現米何石、石代納何石ト書戴分、一村限り取纏、来ル三十日限り租税課差出可申事

と指示している。⁽¹⁾

幕藩制期の貢租納入制を前提としたものであるが、石代納部分の明記を求められていることが異なっている。一村ごとにとまとめて報告させているのは、まさしく村請制的機能に基づいた運用である。

明治六年十月段階でも、幕藩制的貢租体制にあることは、大区小区制の行政組織の下においても、貢租体制は旧来の村請制的機能を基礎に運営されざるをえない状況の反映であった。これは旧来の村落内の諸慣行を前提とした運営と、上からの急速な統一化政策との矛盾を内在さすことになっていった。

明治六年十一月十五日には、京枅販売が正式に行われるようになった。

従来、佐賀地域は国枅を用いていたが、枅の統一が行われてきたことから、京枅の調達を準備していた。この京枅が到着したことから、これを販売することにした「戸副長へ達案」には、次のようにある。

左ノ者共へ京枅売捌所申付候末、西京注文ノ枅到着ニ付、左ノ代価ヲ以売捌候段申出候ニ付、入用向ハ買請可申事

と示達し、京枅の売り捌きは旧佐賀城下町の有力商人の古賀善兵衛と伊丹文左衛門に行わせることを示達した。これによって枅の統一化が肥前地域でも進行することになった。

京枅の侵透は、石代納値段届けの場合にも、京枅一石の値段とするようにしたことにも現われていた。

明治八年十一月二十四日には、石代納値段の件で、次のような文書が作成されている。

石代直段ノ義、昨壬申年ハ佐賀・唐津・田代・伊万里四ヶ所平拘ヲ以被相極候処、田代・伊万里ノ儀ハ僻邑ノ地ニテ、月々相場相立兼何分平均直段二者難相用候ニ付、当癸酉年ノ義ハ田代・伊万里両所ヲ相除キ、元小城・蓮

池・鹿嶋三県最寄ノ市町相加云云平均ノ義相伺候処、管内相場相立候ケ所々々ハ無洩取纏平均之積可相心得云云御指令相成候処、最前相伺候通外ケ所々々ノ義ハ何分相場相立兼候二付、右五ヶ所日々相場平均ヲ以御届相成方可然哉、因戸副長へ左ニ

とあり、石代相場設定の場所を変更した旨が記されている。

田代は旧対馬藩の飛地田代領内の代官所があつた所で、伊万里は佐賀本藩領で有田陶磁器の移出地であつたが、両所ともに米穀取引が盛んな所ではなかつた。

石代納値段設定が改められ、また平均相場の期間が定められたが、「戸副長へ達案」には次のようにある。

佐賀郡 佐賀町

神埼郡 神埼町

小城郡 牛津町

藤津郡 鹿島町

松浦郡 唐津町

右五ヶ所癸丙年貢米并大豆石代平均直段ニ取用候二付、十月十五日迄十二月十五日迄六十二日ノ間、日々相場左ニ雛形ノ通十二月廿日限差出可申事

但京柘杓石ニ付テノ直段ト可相心得事

とある。⁽⁴⁾ 神埼町は旧蓮池藩、鹿島町は旧鹿島藩、唐津町は旧唐津藩の藩政中心地であり、牛津町は旧小城藩の諸物品の移出入地であつた。石代納値段設定地が旧藩の行政地か有力町に設けられたことは、石代納値段をより正確に把握しようとしたことの現われとみることができる。しかも、京柘で石代納値段の設定を求めている。

注(一) 「達帳」明治六年九月ヨリ十二月迄(佐賀県立図書館蔵、以下特に記さない限り、史料は同館蔵のもの)。

- (2) 同。
(3) 同。
(4) 同。

三、石代納と家禄米

石代納が進行する中で、家禄も現米支給でなく貨幣渡しが行われるようになった。この場合は、石代相場に準じての現金渡しであった。石代納が家禄渡しも現金化を進めさせている。どの程度家禄が現金渡しになったかは不明であるが、明治六年の天災による不作は米価の騰貴となり、そのため、現金渡しは土族の生活を圧迫するのとなった。家禄は石高で表示され、その石代価格での現金渡しであるから、米価が上がれば家禄金も増額するのが当然という発想になる。土族層と石代納の関係がこの面で矛盾を生じることになる。その動きとして、明治七年一月二十九日に佐賀県が大蔵省に上申した事例を検討してみよう。次のような上申が行われている。

当管下之儀昨年早魃且風損等有之、民庶食料ニ茂引足兼一般石代納願出候間、御規則通米価平均候得者壹石ニ付三円六拾式錢五毛七糸右価位ヲ以貫屬江渡方取計候得者、苦情等申出候次第ハ無之筈ニ候得共、方今価沸騰壹石ニ付四円拾三錢壹毛八糸ニ相成、就而ハ前件相渡候石代金ヲ以現石買入候得者多分之間隙相立、実ニ御一新以来減禄之末、貫屬之者難渋之次第難默止儀ニ付何卒出格之訳ヲ以当年限三円六拾式錢五毛七糸江壹割式分五厘増代価ヲ以渡方御許容御座候様仕度、依之物価表相添へ此段奉願候也

とある。石代相場一石につき三円六二錢五毛七糸で土族層に渡してきたが、明治六年の風干損で米価が上がり、一石につき四円一三錢一毛八糸になり、このため石代金でもって米を買い入れれば多分の損失になるので、一二・五%

の石代金の増額を願うとするものであった。騰貴した米価水準に家禄米の石代価格を引き上げることがを願ひ出ているが、家禄米が石代納との関連で処理されていることが窺える。

石代納進展は家禄米との関係で限界に近い状況にあつたが、これを打開するためには家禄米を家禄金に転換することが必要であつた。この点からすると、すでに家禄米は現金渡しの一部に行われていたが、米価騰貴は士族層に矛盾を感じさせるものであつた。度重なる減禄の上なので、この不満が反政府的風潮を生み出す要因でもあつた。

ところで前記の上申に対して、大蔵省は大隈重信名で明治七年二月十四日に、この上申の願ひを却下することを通達したが、それには次のようにある。

書面貫属家禄石代渡之節者明治六年太政官第三百廿四号公布之通、其年之貢納相場ヲ以可相渡定規ニ付、申立之趣難聞届候事

と、²⁾太政官布告三二四号に基づく措置として、その年の石代相場で家禄金を渡すように定めているので聞き届けられないとしている。

家禄が石代納との関係で問題になつてはいるが、これは石高制の原理がまだ存続していることを示すものであり、石高制が廃止されても、現実的にはそれが運用されていたことを現わしていた。

明治六年の干風水害により、佐賀地域はかなりの被害を蒙つたが、このため現米納が困難となり、石代納を願ひ出る村々が出た。明治七年一月に佐賀県は、大蔵省租税寮に対して貢米の石代納願ひを次のように提出した。

昨癸酉年貢米ノ義、早魃大風等ニテ異常ノ凶作ニ付テハ、米性別テ悪敷何分正納ノ運相付兼候ニ付、悉皆石代致シ度各戸長中も願出候、右ハ兼テ御布告之旨モ有之候ニ付差許候、追テ検見落差極収額高差出可申候、此段御届仕候也

とあり、³⁾不作による石代納について記している。この点からすると、石代納は不作によつて進展したことになる。

これは他面では検見などで不作量を算定するのに手間を要することも影響していたとみるが、石代納化の一面を示すものである。貢租金の徴収を第一義的としたことからくるものであり、これは他面では石代金の徴収が厳しく行われることでもあった。同年二月には、石代金五〇%の上納を佐賀県は大蔵省租税案に届け出ている。

貢米石代金五部納一月卅一日限収納致候、追而検見前差引収額高極詳細御届可致候也

と、¹⁾石代金の五〇%収納したことを上申している。

明治七年に納入される米は、家禄賞與禄が現米支給である限り、現物納が中心とならざるをえなかった。

明治八年一月二十日に佐賀県令北嶋秀朝は大蔵省に対して出した上申の中で、次のように記している。

管下社寺領壬申年収納之半租米七拾石六斗五升七合、昨七年十月中壬申租税ノ内へ一旦上納ノ上、右社寺禄御下渡相願納受之運相濟候処、右者實属家禄賞與等高米拾壹万四千貳百拾八石、同年十一月納受済ノ内ニ組込者之全重複仕居

とあり、家禄賞與禄の高米一萬四二一八石が明治七年十一月に納入されていることが記されている。この上申は社寺給に関するものであるが、この上申に対する示達を明治八年四月四日に大蔵卿大隈重信名で出しているが、その中で「七年十一月二日証書米拾壹万四千貳百拾八石之既納証書書改相渡候」とあり、七年十一月二日に一萬四二一八石の既納証が出されたことが記されている。これよりすると、明治七年十一月には家禄賞與禄米が十一万余石が現米納になっていることが窺われる。

石代納を推進する上では、家禄や賞與禄が現物支給である限り、これが石代納制を阻害する要因になっていた。政府の諸支出は殆んどが貨幣であったことからすると、家禄賞與禄問題が処理すべき課題となっていた。

畑落米や加勢米の下渡しを、明治八年一月二十七日に佐賀県令北嶋秀朝は大蔵省に願ひ出ているが、それは落米や加勢米量を出しながらも、その代金での支払いとなっている。

旧鹿嶋

旧蓮池県

旧小城

六拾九ヶ村

一畑落米千五拾九石八斗九升五合

此京榭千五百八拾四石九斗八合四勺

此代金五千七百三拾八円貳拾七錢貳厘

但壹石二付金三円六拾貳錢五厘七毛引

旧小城県

四拾五ヶ村

一加勢米五百貳拾貳石貳斗八升七合

此京榭五百四拾四石六斗貳升七合八勺

此代金千九百七拾壹円八拾六錢二厘

但右同断

舍米貳千四拾貳石壹斗八升貳合

此京榭貳千百貳拾九石五斗三升六合九勺

此代金七千七百拾円拾三錢五厘

右旨癸酉年旧鹿嶋・蓮池・小城畑落米、旧小城加勢米御渡方之儀、明治七年九月相伺置候処、同年十月申立之通御聞濟二付、右代御下渡有之度、此段上申仕候也

とあり、⁽⁶⁾落米と加勢米が現金での支給となっている。

石代納に伴なつて起つてくる問題に旧藩士層の家禄米の扱いがあつたことが窺える。

唐津藩と対馬藩田代領では、藩士に対しては俸禄米支給であつたが、佐賀藩では地方知行制が基本的制度であつた。しかし、この佐賀藩の地方知行制も明治二年の地方知行制廃止によつて俸禄制に転換した。また、家禄削減などによつて、旧藩士層が受け取る米穀は減少したが、石代納制がとられるまでは、現物受給が建て前であつた。しかし、石代納が行われるようになると、次第に現米受給から貨幣受給へと変化していったが、この様相を明治六年末についてみると、次のような動きがあつた。

明治六年七月十三日に、佐賀県庁内で「家禄渡方ニ付布達案伺」が作成されているが、それは次のようにある。

一 士族其外家禄賞與米等当十二月左之割ヲ以於出納課米券相渡候条、銘々請取租税課持出、村割相整候上、其控
村長へ差遣シ現米引換可申事

但米券渡方日割ハ追テ相達可申事

一 当節米券渡之残数之義ハ悉皆石代ヲ以来年二月中渡済相整事申事

一 四拾石已上ノ分ハ禄高ノ多寡ニ関セス式拾石宛米券渡リノコト

一 四拾石已下四石九斗九升九合勺迄ハ禄高ノ半数米券渡リノコト

一 三石已下悉皆米券渡リノコト

但家禄高ハ榭延トモ参入イタシ候事

一 華族家禄ノ義ハ收納高相躰、現米石代納之分別段定候上相渡可申事

右心得相達候事

とある。⁽⁷⁾

家禄賞與禄は出納課が出す米券を受け取り、租税課が示め村の村長に米券を示めし、現米と引き換えるとある。この限りでは現地引き取りが前提になっている。しかし、これは家禄高に應じた現米受け取りは制限されていた。禄高四〇石以上は、二〇石までが米券渡し、五石以上四〇石までは、禄高の半数が米券渡し、三石以下は金禄高を米券で渡されることになっている。米券で渡された残りは、翌年二月中に貨幣で受け取る事になっている。旧藩制期の上士層ほど石代納の影響を受けている。

家禄米の現米受給体制が石代納によって、大きく転換しつつある。

家録米が石代相場に基づいて貨幣で渡されるようになったことは、旧佐賀藩主鍋島直大の家禄米のこゝでも窺われる。

「佐賀の役」の折に鍋島直大の家禄が石代相場で反政府側に渡ったが、その中で「明治七年四月に当県旧知事鍋島直大癸酉年家禄石代賊徒共謀書謀判ヲ以テ、金二万五千円請取候」とあり、石代金として二万五千円が渡っており、同年六月にも「鍋島直大癸酉年家禄石

表1 明治7年諸費凡積

額・量	内 訳
管轄高 50万石余	
1. 金28,668円	月給
1. 金 2,900円	第一常備金
1. 金 8,500円	第二常備金
1. 金 3,150円	捕亡入費
1. 米115,358石5斗5升 金 202円43銭3厘	家禄米 金給之分
1. 米 11,201石8斗07合	賞典禄
1. 米 79石7斗4升8合	社寺給
1. 米 1,013石4斗8升	佐賀, 小城, 蓮池 終身家禄327人分
1. 米 630石7斗9升2合	終身加米扶持米
1. 米 139石1斗3升8合	蓮池, 鹿島扶持70人分
1. 金 34円	国常社徐費
1. 金 1,056円	神官月給
1. 金 505円8銭	入牢入費
1. 金 1,947円12銭	懲役人飯米代
1. 金 266円	棄児養育料
合 米128,424石1升2合 金 47,228円63銭3厘	

注「官省進達」(明治七年一月二月份)より作成。

代之内賊徒共」と石代金にふれている。

明治七年一月から十二月までの佐賀県諸費用の積書が明治六年十二月二十三日に大蔵省に提出されている。その積書に対しては、明治七年三月十三日に大蔵卿大隈重信名で、前年度常備金などを除いた数を「請取方可申出候、尤渡日限者追而出納寮より可相達候事」と積書を承認している。積書の内訳は表1のようである。

米一二万八四二四石一升余が計上されている。まだこれだけの現米納量が必要としている。この殆んどが旧知事と士族層の家禄米と賞與禄米である。石代納との関連でみれば、家禄・賞與禄が現米支給である限り、石代納はこの部分以外ということになり、それだけに貢組米全量を石代納化することはできない状況にあった。

注(1) 「官省進達」自明治七年一月到六月―「貫属渡石代金価格之儀ニ付願」。

(2) 同。

(3) 同右―「貫属石代納ニ付御届」。

(4) 同右―「貢米石代納之儀ニ付上申」。

(5) 「八年官省進達」―「大蔵省へ壬申年社寺禄納御取消願」。

(6) 同右―「大蔵省へ畑落米・加勢米御下渡之儀ニ付上申」。

(7) 「官省進達」自明治七年一月到六月―「家禄渡方ニ付布達案伺」。

(8) 同右―「鍋島直大家禄石代渡之儀ニ付伺書」。

(9) 「官省進達」明治七年一、二月分。

四、石代納と商人層

石代納が進む中で農民の手元に残された米穀の販売が課題となってきた。遠隔地での米穀販売は農民にとっては困難なことであったので、地域内での米穀販売を求める要望が強まったとみられる。これが明治六年十一月の米市

場設立となった。これは佐賀郡と佐賀旧城下町において東と西に米市場を設け、地域米の取り扱いをするというものであった。

明治六年六月に「貢米石代買請願」⁽¹⁾が出され、同年九月には「米穀商社通済社」⁽²⁾の設立が願い出されている。これらことからすると石代納によって、地域米穀市場の形成が求められていたことが窺える。これら願いを提出したのは弥富元右衛門、古賀善兵衛など地元有力商人、地主層であった。「米市場」設立を願ったのもこの層であった。米市場の元締人は十一人であるが、弥富元右衛門、井手善兵衛、田上徳十郎等七人は、米穀商社通済社の設立にも名を連ねている。それゆえ米市場は、これら地域有力商人、地主層の指導の下に進展していることが窺われる。石代納の進展においては、米穀販売が大きな課題になるが、米穀販売を取り扱う商社願いなどが、このように出される状況になってきた。明治七年末頃の状況について検討しておこう。

明治七年十一月五日に杵島郡内から「石代納ニ付結社願」が出されているが、その願い書は、まず次のように書かれている。

今般別冊規則書ノ通結社相設度奉存候間、依願ハ創業之意御亮察此旨御免許被下度奉願上候、御許容於被成下ハ、不敢取社中ヨリ一名登坂仕、尚又金主江協議致、自然規則ノ内改則ノ条モ御座候ハ直接上申仕候、依テ規則并趣意書相副、此段伏テ奉熟願候也

と、石代納結社の願いが出されている。杵島郡下大西山村の宮原忠頼と浦田保教、同郡武雄村武雄頼均の三名が提出している。同郡は佐賀平坦部にあり、藩制期からの米穀生産地であった。この願いには「旨趣大略」があるが、それには、次のように記されている。

吾三十三四大区ハ僻地鄙里ニシテ、人員ニ比スレハ田畠狭隘、三村農業ノ外余産ナシ、故ニ融通ノ金円不足ニシテ小民日用ニ乏シ、先般御布告アリシ小学校ノ如キニ至テモ、其資産ヲ厭ヒ競テ設立スルニ至サラン者アラン、

且道路ノ修繕橋梁ヲ設ケ大ニ粗略ナリ、予輩従来是ヲ歎シ農間ニ可然余産ヲ勉メン人、金円ノ融通ヲ利シ、盛ニ学校ヲ興シ、道路橋梁ヲ修繕シ、以テ良俗タラシメンコトヲ希望ス、雖然予輩短才不学ニシテ経済ノ道ニ疎ク、一二試験スル事業アリト雖モ皆不可ナリ、終ニ空ク今日ニ逮ヘリ、
と述べ、小学校設置、道路橋梁の補修などは僻地鄙里なので金円の融通が乏しいので、遂行できがたい状況にあることを指摘し、続けて

然ルニ壬申以来貢粗石代納ヲ許サル、ヤ、其価十月、十一月、十二月ノ双場^①ヲ平均シテ確定セラル、ト聞、此三ヶ月ハ米価尤卑平時トス、到底下落ノ時ヲ計リ且半納ノ期ヲ翌年三月五月ニ延フルモノ、朝廷下民ヲ愛セラル、ノ御深意ト奉恐察偏ニ感慨ニ不堪所ナリ、然ルニ旧年石代納ノ景況ヲ考ルニ小民貯積ノ金円ナリ、現米ヲ売却シ、其代金ヲ以テ直ニ納達ス、此時ヤ是レ売ル者多ク、是ヲ買者ハ寡ク、米価一時ニ下落シテ定価ヨリ当時売買ノ相場ハ卑ニ至ラン、且或ハ商人等猥ニ方略ヲ施シ、人民ニ替テ豫メ納金シテ現米ヲ引受、高価ノ時ヲ俟テ売捌キ利潤ヲ一己中間ニ遅ス、噫上意下ニ徹セス、仁政中途ニ低滞シテ下民ニ及ハス

と、石代納について言及している。農民に金銭の蓄積がなく、このため現米を売って石代納金を調達しているが、一時に農民が売るため米価が下落しているとし、商人が豫め納金して現米を引き請け、この現米を高価な時に売り捌いて利潤を得ているとしている。

石代納の状況が指摘されている。このことから、農民が石代納金の調達で苦労していることが窺われる。この現状を改めたためとして、更に続けて、次のように記している。

加之従来ノ貢租ニテハ米価ノ高下有テ、乍恐大蔵省入ノ定額アルヲ知ラス、若今後金税ニ御改革有ン時期ニ至ラハ愈米穀ヲ売却シテ納達スル小民十ノ八九ニ及ハン、従テ価値低下商人一己の利潤ヲ量ラン事前件ニ超過セン、是最稼者ノ慨歎ニ堪サル所以ナリ

と、金納に転換すれば、農民は十人のうち八、九人は米穀を売却して調達する必要がある、このため米価は下落し、商人のみが利益を得ると指摘し、更に

一將或ハ農民モ目前ノ依手ニ趨リ敢テ後患ヲ計ラス、粃ノ乾度、俵ノ製方^注往々粗漏ニ涉リ、虫付ノ損害多分ナリ、之ヲ概算スルニ一俵ニ五合ノ闕失積テ万俵ニ五十石トナル、実ニ天下ニ大ナル損財ナラン、比段吾輩ノ傍觀スルニ忍ヒサル所以ナリ

と、農民についても言及し、農民が粃の乾燥を怠り、俵拵えも粗漏になり、これは一俵に五合の欠米に相当し、これは一万俵では五十石の損失になると言及して、

因テ同志両三輩熟之ヲ議スルニ、都府ニ大厦ノ金主ヲ倚賴シ、両区内合併シ以テ石代ヲ御規則ノ期ニ応シ、納金現米ハ余主ニ托シ、後日米価ノ高価ヲ計テ売却セシメナハ、中間利潤一己ニ奪ノ憂ナク、利益ヲ全部シ且方法ヲ以テ益金ノ内幾分カ積金シ、遂年繁殖ノ後ハ学校費用橋梁營繕ノ資トシ、側ラ貧民ヲ救恤スルニラハ、上朝廷ノ御趣意ヲ尊守シ、下各自ノ不足ヲ補ハン而農業ノ外産生ノ業ヲ工夫発明シテ一般ニ施行セハ、後必ス都会ニ譲ラサル良俗タラン故、然リ而テ之ヲ美事トシテ、区外合併ヲ冀望スル地方アラハ益盛大ニ興起シ、聊御政体ヲ小補スルノ一端トモ成シカ、例テ区平ノ衆評ヲ終テ右ノ方法ヲ確定セリ

と、石代納に対立する方策を述べている。納金現米は都市の金主に托し、現米は米価の高い折に売却すれば、中間利潤を奪われることもないとしている。農民各自が米を売るのはなくて、金主に予托することになっている。利益金が出れば、それを蓄え、それが増えれば、学校費や橋梁の營繕に当てれば貧民の救恤となり、農業以外の産業の振興にもなると述べている。

以上「旨趣大略」をや、詳しく検討してきたが、石代納に伴う状況が記せられている。農民に石代納金の貯えがなく、そのため現米を売却をせざるをえず、このため一時に多量の売米が行われるようなので米価が下がり、また

商人が石代金を納入して現米を引き取り、それを高価な折に販売し利益を得ている様相が記されている。石代納が農民への現米販売の強要になっており、ここに商人層が介入する状況があることが知れる。これを打開するためには豫め都市の金主に石代納金の納入と現米の販売を依頼し、利益を分け合う方策をとりたいとしている。金主に石代納金の納入と現米販売を依頼していることが特徴点である。

「冒越大略」に基づいて、米販売に関する規則が作定されている。それは十七条におよんでいるが、以下にその内容を検討しておこう。

第一条は以下のようなものである。

比拵金全ク中ノ小民生産ノ基礎ヲ立、漸次盛大ヲ期シ、人間ノ本務ヲ遂クルニ有之候得者、同心協力各自常識ヲ勉勵シ、余力経済ノ事業アラシメテ注目シテ、貢租筋聊モ猥之儀無シ之様銘腑可致事

とある。ここでは生業に努める一般的な心構が記されているが、貢租納入を猥りにしないことが求められていることに、石代納との関りで、規則が成定されていることが出ている。

第二条は

於阪府大厦ノ金主ヲ依頼シ、石代納期月御規則通上納可致事

と、大阪の金主に依頼し、石代納金が期日中に納入する休則をとっている。

第三条は

社長一人、附属二人、毎村小頭一人ヲ相立テ、何レモ入札法ヲ以テ撰挙之事

と、社長、附属人、小頭を選挙で選ぶとしているが、各村毎に小頭一人を置くとしていることに、村を単位の運営が目指されていることが注目される。

第四条では、石代納のことが次のように記されている。

毎年九月十五日限各自貢租石代納ノ高ヲ概算シ、是ヲ簿冊ニ細記連印シ、掛リ村長ノ調印ヲ乞、小頭ヨリ社長エ可届出、社長ハ是ヲ惣括シ依頼ノ金主エ達シ、定約証書取換シ、金円ハ金主方ヨリ代理ヲ以納金期限前宰領附ニシテ送達之事

と、九月十五日までに農民は石代納高を概算して帳簿をつくり、これに村長の認印を押し、それを社長に届け出るとしている。村毎に小頭を一人置くとしたのは、村内の帳簿の整理や村長への連絡などの用務を行うためである。村が単位となつて石代納高調べを行うとする所に、藩制期の村請制の機能を活用することが目指されている。石代納金を大阪商人が立て替える体制をとるようにしている。大阪商人が石代納金を納入する代りに石代納高に相当する米を取り扱う権限が与えられることになる。

第五条には、石代納金の納入方法が記されている。

既ニ金内送達相成且石代納平均代価御布達ノ上、前条届出候概算書ヲ証トシテ、代理人社長両名ニテ各区扱所へ期限通納金致シ受書ヲ取り、其趣代理人社長連印ニテ各村小頭中へ証書可相渡、小頭是ヲ掛内社中へ報知シ、其上ニテ掛村^長上へ可差出事

附リ、借リ受候金利子無之事

金主から送達された石代納金は、金主代理人と社長が各区の石代納金取扱所へ期限通り納入して受取書を受け取り、それを小頭に渡し、小頭は社中の者にそれを知らせ、村長にも提出するとしている。石代納金の納入は金主代理人と社長が行い、納入した金額は小頭より社中の者に通知するとある。貢租金の納入が行われたことが、これで確認されることになる。現米の引き渡しが次に問題になるが、それは六条で次のように記されている。

現米ハ十二月十五日限半額致蔵納、翌年二月ニ皆細可致、但シ蔵納時々小頭ヨリ米姓^長其外検査致シ俵毎ノ指札ニ

現在ノ量目ヲ書記スヘシ、劣米^(註)姓入目等存寄有ラハ直ニ入替サスヘシ、是全ク後日ノ損失ヲ除キ、利潤ヲ全フスル基根ナレハ、能々注意可致事

附現米備期限過不行届向ハ勿論石代金相替シ候儀不相叶併金主方ヨリ借受ノ金全不用ニ属シ候訳ヲ以テ相当ノ償金可差出事

現米は十二月十五日まで半額分を蔵納めにし、翌年二月までに皆納するとある。蔵納に際しては小頭が米の質、量を検査することとしており、村毎に現米集荷が小頭の責任で行うことになっている。村を単位にした集米体制がとられている。

第七条は米は上米での納入が次のように求められている。

一 俵旧藩榊三斗一升五合入ニシテ米姓^(註)干目俵拵等念入、従前上米ト唱候ニ不相讓様注意可致事

附、各俵各自住居ノ郡村姓名ヲ書、俵ノ小口ニ差置可申事

と、米の質、乾燥度、俵拵之を上米なみにすることを定め、俵毎に納入者の住居氏名を書くようにとしている。

第八条は役員が規則を破った折は「其罪ニ応シ罰金可差出」と罰金を課することになっている。

第九条は石代納金と現米渡しについてであり、

社中人員決定ノ上ハ、石代納金相躰ミ、社長ヨリ其趣阪府金主エ通達ノ上、初度備現米一月限り、次備現米三月限、請取人シテ慥ナル人名差越、金主并頭取ヨリノ折印紙証文ヲ請取候上、右備現米相渡可申事

と、石代納金額が確定したら、社長は金主にその旨を通告し、初年度は現米を一月と三月に金主に渡すとしている。第十条は現米廻送に関するが、

備米両度相渡候節、廻船場運輸迄ノ内、自然天災盜難并鼠切等ニテ闕米有之節ハ、各地積米之惣額ニ割合社中ヨリ償可申事

と、船場までの間に天災、盗難や鼠切で欠米が出た折は、社中が弁償するとしている。

廻送中の米については、十一条で

船中積込候以上ハ天災盗難扱又双場下落ニテ何分ノ損失相立ト雖トモ金主ヨリ相償、社中ヨリ存不申事

と、船中の損失については、金主の負担としている。損失についての負担区分を明確にしている。

第十二条は現米販売の時期についてであるが、

売捌ノ価値ハ翌年八月迄ノ内、阪府双場頂上ノ価ヲ以テ相定可申事

附、益金ハ九月限決算致シ、金主ヨリ社長エ送達、社長ヨリ小頭取次ニテ社中銘々エ可相渡事

と、販売価格は翌年八月までの最高価格とし、益金が出た場合には、九月中に決算して、それを社中の者に渡すと
している。

益金の配分が問題になるが、それについては第十三条で、

前条益金高ノ六分ハ金主取納、四分ハ社中銘々取納ノ事

附、相場下落致シ利潤無之節ハ、一石ニ付金ニ拾五銭宛運送手間補金トシテ金主ヨリ社中一同エ差出可相成事
と、金主が六〇%、社中が四〇%を受け取り、益金がない折は、一石につき二五銭づつ金主より社中に支払うと
している。

米相場の動きを把握するために、第十五条で

阪府堂嶋双場ノ高下一ヶ月宛取纏メ、頭取方ヨリ相場会社ノ割印ヲ捺シ、翌月初旬毎ニ社長エ報知ノ事

と、堂島相場を一ヶ月ごとに社長に報告するとしている。米相場の動きを社中に知らせる体制をとっている。

社中の構成は、村を単位としたものとなっているが、これに限定したものでなく、広く参加を求めている。第十
六条で

有志ノ人加入ヲ望マハ、区内区外誰彼ヲ論セス是ヲ許シ、規則書承知ノ上、互ニ証書取換シ可申事
と、区内の者に限定することなく、規則を認めた者を参加させるとしている。

第十七条では、

有福ノ農民各自勝手ニ石代ヲ納達セント欲スル者ハ格別ノ事
と、有福の農民は自分で石代納をすることを認めている。

以上、十七条に及ぶ規則について検討してきた。ここから石代納の仕組がよく窺える。

石代納金の大阪金主の立て替え、金主への石代納額量の現米送達、利益金の金主と社中の配分という構造が出ている。社中組織にしているのは、石代納を積極的に活用するためであり、また米穀販売の地域的限定性にあつた。これは他面では地域においては米穀市場が広範に形成されていないのに、貢租を貨幣納する場合に起る矛盾の解決策としてのものであつた。幕藩期の大阪を中心にした米穀流通体制が前提されているが、その担い手に変化がみられる。石代納ということからくるものであるが、或る面では農民的米穀流通の形成の動きともなりえるものである。

「石代納并結社願」は明治七年十一月五日に提出されているが、これを受け取つた区長後藤孝貞は同月七日に次のような処理案を作成している。

第三十三大区二小区居住之士族武雄頼均外二名ノ貢租石代納之儀ニ付、別紙之通願出候得共、貢租ニ係リ商方相立候儀ハ不容易儀ト奉存候、殊ニ昨癸酉之年貢石代納ヲ現米ニ交換候ヨリ、今日ニ至リ各村苦情申立候義等有之折柄ニ候得者、御聞濟不相成方可然奉存候、此段副書仕候也

と、願い出を認めないようにと上申している。理由は貢組に関して商行為を行うことは望ましいことでなく、とりわけ明治六年には石代納から現米納に転換し多くの苦情が出た折なので、願いは認め難いとするものであつた。

「石代納ニ付結社願」と区長上申書は、佐賀県庁内で検討され、庶務課、租税課、出納課を経て、七年十一月二十八日に緒方中属が処理案を作成している。それは次のような内容である。

別紙武雄頼均外兩名出願之義ハ随分便利筋トハ被存候得共、其意願立共眞ノ公益ノ謀候義トモ不相見於人民モ未タ進歩開化ノ域ニ不至、却テ社中ノ為ニ束縛セラレ候様ノ義相生シ、終ニ彼是苦情可申立、最モ^マ庁ヨリ保護致シ候半テハ、權利ヲ妨クル様ノ弊ハ無之候得共、是逆モ充分ノ保護ハ難行届、旁以今暫ク御援用之義見合相成、人民ノ進出又ハ周施人之其当ヲ得タル上ハ、御施行相成候様仕度、依之規則等ハ今一層詳細取調為致、他日ノ參考ニ備置候テハ如何、此役奉伺候也

と上申している。⁽⁷⁾ 結社願いの内容は結構なものであるが、眞に公益のためを考えてのことかは疑わしく、他方、農民も拘束を受けるようになりかねないので、当分は認可を見合せてはとの伺いであり、その処理案を

貢組収納ノ儀、官ヨリ正米上納相達候外ハ、素ヨリ人民ノ望ニ任セ候義ニ付、於テ石代ヲ以買受方預備候義ハ不都合ニ付、願之儀ハ難聞届候事

と作成している。

杵島郡の結社願いにみられるように、米穀販売が大きな課題となってきたことが窺えるが、この動きは農民の利益にならないとする者も他方では存在するようになった。

明治八年一月十日に杵島郡福富村出身で、旧佐賀城下町の蓮池町に寄宿していた小池廉平から、米市場に関する建白書が佐賀県令北嶋秀朝宛に提出されている。この建白書の内容について検討しておこう。⁽⁸⁾

まず次のように書き始められている。

草莽一介之臣^{奇天}謹按御当県下白山街之米場タルヤ、甲商買之乙商売之或ハ丙丁へ転ス、然ルニ其米俵多ハ無其物、先ツハ空米俵勝ニテ御座候処、於御県庁者現米之御都合ニテ御許可御座候哉、將空米ヲ御官辺御存知ニテ御

官許御座候哉、若眞米則無キモノヲ鬻キ金錢ヲ欺関罔、後ニハ各自彼我ト引連レ遂ニハ御官辺之御手数教ヲ蒙リ、或ハ懲役杯ノ辺ニモ陥リ候者無キト云フヘカラス

旧佐賀城下町の白山町では米市場が設けられているが、その実態は空米取り引きであり、それは県庁の都合によるのか、空米取り引きを承知の上で認可したのかと問うている。

これよりすると、白山町で米市場が設けられていたことが窺える。次いで

右米商法ノ儀ハ世ノ所謂相場口トカ相唱ヘ、甲商買之乙買売之時月之間、米価騰貴則甲ナル者頓ニ得大利、乙ナル者忽破家ノ基ヲ醸シ、丙得益則丁損之、此自然不止之間、其財宝ト田地遂ニ為他人有候、其為害也、破家滅屋不啻妻子離散シ、兄弟分睽シテ、父母之憂ヲ残スコト不可勝言也、是所謂朝ニ為猗頓夕ニ為正夫亦可悲々、是因リ奸商詐士之所好而識者竊憂焉県治直如此則其弊害至後裔尚不能脱除之况現今之子弟乎哉、然則断然確乎大御猛判テ以テ御廢止有之度^{三瀧}一匹夫^{奇夫}井蛙管見不奉顧、斧鉞湯鑊敢腹心何卒右情実御洞察之程呼天号地味宛之、以テ奉懇禱謹日候也

と指摘している。米市場の存在はあるが、実態は空米取引であり、米取引によって破産となる者が出るおそれがあることを指摘し、この弊害を取り除く措置を早急にとることを求めている。

指摘されている旧佐賀城下町の米穀取り扱いの内容は明らかでないが、空米取引の弊害を述べていることからすれば、或る程度の米市場が形成されていたとみなされる。

杵島郡下西山村の有力者による米取り扱い商社の結社願いや建白書から、佐賀地域においても米市場をめぐる動きが強まっていることが窺われる。

石代納は現米販売を促進させたが、これは地域での米市場の形成を促すものともなったが、「結社願」からも窺われるように、その主体は大阪米市場との結びつきを前提とするものであった。

藩制期においては、藩財政構造からして、年貢米は大坂米市場で販売されていたが、この業務に当たっていたのが藩御用達商人であった。このことからすると、米商社の結成も幕藩期の米穀流通体制を前提としたものであったことになる。年貢米が農民米に転化したことは大きな転換であるが、それは貢租制の転換つまり石代納という機能からくるものであった。これは他面からみれば、農民が米価変動に大きく影響されるようになったことを意味する。

藩制期においては、農民は年貢納入後に保有した米を自家飯米分以外は販売し、この場合に米価変動の影響を受けるが、年貢米納入後のため、量的には限られていた。ところが、石代納になれば、年貢米量部分も米価相場の影響を受けることになり、米価の関心が高まらざるをえない。しかし、石代納に相当する米販売機構が整っていない段階では、その機能を担う商人層に依存せざるをえなくなる。ここに「結社願」を提出し、米市場に積極的に乗りだそうとした商人層の動きが出る要因があった。

注(1) 「諸願伺届留」三四号。

(2) 同。

(3) 「諸願伺届」明治七年九月ヨリ二月迄―「石代納ニ付結社願」。

(4) 同。

(5) 同。

(6) 同。

(7) 同。

(8) 「諸願伺届」明治八年、庶第四函。

五、むすびにかえて

石代納の問題を併、家禄米、米市場との関連で考察してきた。領国拵から京拵への統一は貢租制の集中体制を促進させる作用をもたらした。一方、家禄米が支給されている限り、米納制を全面的に石代納に転換さすことはできなかった。ここに家禄米支給から貨幣渡しと必然化させる要因があった。

政府の石代納推進政策は、米市場再編の契機になった。貢租が米で納入されている段階では、貢租米販売の主体となった。ところが石代納になれば、石代納金調達のために、農民は米販売を強いられ、農民が米販売の主体となった。しかし、地域の米市場は急速には形成されなかった。このため石代納金を提供し、その代りに石代納金に相当する米を集める商人層の動きが出てきた。石代納金の提供を大阪商人に依存し、米集荷業務を行うとするものであった。藩制期にも年貢米販売を担った藩御用達商人がいたが、今度の商人は農民米の取り扱いという点では異なっていた。米市場の質的転換であった。

藩制期には、江戸への送金の必要性から、大阪市場との結びつきが欠かせなかったが、米市場が農民米ということになったことから、大阪米市場への依存性は異なってきた。地域米市場の未発達ということから、石代納金調達のために、大阪商人との結びつきとなったが、これは地域米市場が形成されれば解消する要素を内在化していた。現金獲得の機会が増えれば、大阪商人への依存度も軽減する。この面からも、大阪米市場を中軸とした米穀流通体制は変化してゆく。米市場の再編である。米の質低下、俵製の悪化などの事態となり、改良米運動が明治十年代中期ごろに強く進められるのは、幕藩制期における米流通体制の変化によって生じた事態であった。